

様式第2号(第7条関係)

会議録

会議の名称	第2回川島町地域活動センター（仮称）検討委員会会議			
開催日時	令和6年1月31日(水)午後6時30分から午後8時10分まで			
開催場所	川島町役場 中会議室			
議題	(1) 地域活動センター（仮称）及び地域ふれあい協議会の概要について (2) 地域活動センター（仮称）及び地域ふれあい協議会の関係性について (3) ご質問・ご意見について（意見交換） (4) その他			
公開・非公開の別	公開（傍聴者2名）・非公開・一部非公開			
非公開の理由 (非公開の場合のみ)				
出席者	委員	神田委員、安田委員、伊藤委員、山田委員、稻村委員、笛木委員、福島委員、竹谷委員、矢部委員、阿部委員		
		関口教育長		
	事務局職員	生涯学習課 小久保課長、神田主幹、加藤主査、守屋主任 政策推進課 江間主幹 総務課 高城主幹		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・地域活動センター（仮称）及び地域ふれあい協議会（案）の概要について（資料1） ・地域活動センター（仮称）及び地域ふれあい協議会（案）の関係性について（資料2） ・ご質問・ご意見について（意見交換）（資料3） ・主なふれあいセンターフラットピア川島の利用団体 主な伊草公民館利用団体（資料4） 			
審議会等の内容・概要				
1. 開会 2. あいさつ 3. 議題 <p>（事務局より議題に入る前に、川島町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議は原則公開であることを説明する。なお、会議公開は議題より行い、会議録を公開するが、発言委員名は記載しない旨で委員より了承を得る。）</p> <p>委員長：議題に入る前に、議事録署名委員を指名する。名簿順に、伊藤委員、山田委員を指名する。</p> <p>（1）地域活動センター（仮称）及び地域ふれあい協議会（案）の概要について 事務局にて資料1を用いて説明。以下意見等の発言内容を記述する。</p> <p>委員：地域ふれあい協議会（案）は、概念図によると各団体をまとめる位置づけと考えられるが、実体のある組織なのか。地域ふれあい協議会（案）に町の職員等を配置し、実際に活動をするのか。</p> <p>事務局：地域ふれあい協議会（案）は各団体が集まって意見交換する場を想定している。</p>				

例えば、地域で不審者情報があれば、区長や民生委員等の各団体が協力できることを考え、地域活動センター（仮称）が、課題解決に向けた枠組みをつくることで、各団体の活動に協力することが考えられる。

委 員：地域ふれあい協議会（案）の会長は団体から選出されるのか。

事務局：会長は、町が適任者を選ぶことを考えているので、団体の代表となる場合もあるかと思うが、それ以外の方もあり得る。

委 員：地域活動センター（仮称）の所長は町の職員であり、地域ふれあい協議会（案）の会長は地域から選出されるということでおろしいか。

事務局：地域活動センター（仮称）は行政機関という位置づけであり、地域ふれあい協議会（案）は地域活動団体という位置づけである。両機関が連携するために、地域活動センター（仮称）の所長と地域ふれあい協議会（案）の会長を兼務することを考えている。

委 員：町の職員が地域活動センター（仮称）の所長になることはあるのか。

事務局：地域活動センター（仮称）の所長は会計年度任用職員を配置することを考えている。そのため、町が適任者選び、一年更新で採用することになる。一方、地域活動センター（仮称）の事務局長は町の正規職員を配置することを考えている。

委員長：議題（2）の内容にはいっているので、事務局から議題（2）の説明をお願いします。

（2）地域活動センター（仮称）及び地域ふれあい協議会（案）の関係性について
事務局にて資料2を用いて説明。以下意見等の発言内容を記述する。

委 員：地域運営協議会（案）は現在の公民館組織を引き継ぐと考えてよろしいか。

事務局：現在の公民館長・主事の組織を引き継ぐと考えている。

委 員：地域運営協議会（案）の下部には、区長会や民生委員などの各団体を位置づけるという考えでよろしいか。

事務局：そのように考えている。

委 員：例えば、東松山市は公民館組織が地域活動センターに移行しているので分かりやすい。川島町の場合、公民館を解体するので、館がない活動センターはおかしいという点から、コミュニティセンターとふれあいセンター・フラットピア川島の2拠点に地域活動センター（仮称）を設置する案であり、その下部に地域ふれあい協議会（案）が位置づくと捉えられてしまう分かりにくい仕組みになっている。より住民に分かりやすい概念図を示す必要がある。また、住民が集まって話し合う場なら協議会でもいいが、盆踊りや体育祭等を実行する組織ならば、協議会という名称は適さないと思う。さらに、地域活動センター（仮称）が地域ふれあい協議会（案）を支援して、5年でNPO法人にするという構想だが、移行期間の協議会のイメージが分からぬ。現在の公民館運営において、特に中山地区は、事業の実施にあたり、戸別負担金や企業からの寄付金を集めている。町からの事業費補助だけでは実施が難しく、外部からの収入が必要である。現状の公民館の運営状況を鑑みると、5年でNPO法人化は厳しい。より一層地域の協力や企業の社会貢献等の支援がないと、独立した組織にすることは難しい。

委 員：前回の概念図では、地域活動センター（仮称）の核となる組織が地域運営協議会（案）であったと思うが、今回の概念図は、地域運営協議会（案）が地域ふれあい協議会（案）に関する様々な団体の中の一団体という位置づけになっている。このような考えに変更した理由はあるのか。

事務局：地域づくりを進めるにあたって、地域運営協議会（案）は大きな役割を担うと考えているが、様々な団体と連携をとる必要があるため、地域ふれあい協議会（案）を中心とした連携を考えた。しかし、現在の公民館組織が各種団体と連携しているので、その組織を引き継ぐことを想定している地域運営協議会（案）

と地域ふれあい協議会（案）の間で、二重のネットワークとなり、整理が難しくなっている。概念の整理についても委員の皆さんからご意見をいただきたい。

委員長：意見を出し合ながらあり方を検討していきたいが、現在の公民館組織と新しい協議会を比較し、引き継ぐ点や変更する点等が整理できると、住民に対し説明しやすくなると思う。地域ふれあい協議会（案）を5年でNPO法人にすることを想定するなら、独立して運営できるように外部からの収入が必要となり、より一層企画力が試される。地域活動センター（仮称）となることで、社会教育法に基づく設置根拠がなくなり、今まで公民館に付いていた予算がなくなる可能性も考えると、地域ふれあい協議会（案）への予算的な支援の仕組みを考える必要がある。

委 員：経営するうえで大切なのは、人・物・金である。現在の公民館長のような、地域づくりの核となる方々が、公民館が解体した後も活動を進めるうえで立ち往生しないように仕組みを整える必要がある。また、現在公民館を利用している団体が減少しないように、各地区間で活動状況等の情報共有の場が必要だと思う。参考資料として「主な伊草公民館利用団体」があるが、館長しかその地区的団体の情報を把握していないと思う。地区だけで活動すると参加者も限定され、消滅のリスクが高くなるので、団体の情報のみならず、盆踊り等事業の実施状況も含め、有益な情報は地区を超えて共有する仕組みが必要である。

委 員：現在の公民館事業は、館長・主事・公民館委員の協力なくしては実施が難しい。令和7年度からの公民館委員の立場はどうなるのか。地域ふれあい協議会（案）の会員になるのか。それともボランティアになるのか。位置づけを整理したい。

事務局：地域運営協議会（案）にて公民館事業を引き継ぐことを想定しているが、公民館委員の協力は必要だと考えているので、館長・主事会議での協議をふまえながら検討していきたい。

委 員：中山公民館を解体した後の敷地の利用方法は決まっているのか。現在、子どもの送迎に保護者が公民館の駐車場を利用している。

事務局：現時点で、敷地の利用方法は決まっていない。売却する方法や、出丸地区や小見野地区のように駐車場として利用する方法等があるが、地域の意見を伺いながら検討していきたい。

委 員：地域ふれあい協議会（案）の会員について、例えば、イーストは4地区（三保谷・出丸・八ツ保・小見野）を想定しているが、民生委員や区長等の役員は、各地区的代表者が参加するのか、それとも、4地区的代表者が参加するのか。

事務局：各地区的代表者、あるいは適任者が参加することを想定している。

委 員：参考資料として「主なふれあいセンターフラットピア川島の利用団体」があるが、いくつか表記されていない団体があると思う。利用団体を把握し、地域への説明会を開く際には参加してもらえるように配慮することで、利用団体の意見集約に努めてもらいたい。

事務局：資料の補足として、月曜日の午前中に、ヨガの団体が和室を利用しているのと、木曜日の午後に研修室を利用している絵手紙の団体は、俳句の団体も利用するため、互いの団体が重複しないように調整しているとのことである。地域への説明会の際には、利用団体の意見を伺うようにしていきたい。

委 員：利用団体の重複を確認するだけでなく、各団体の利用人数や各部屋の規模を把握しないと、実際に活動できるかを示すことはできないと思う。例えば、ふれあいセンターフラットピア川島の和室の方が、中山公民館の和室より狭いと思う。

事務局：和室についてはその通りだと思う。利用団体の活動場所を整理するために、各団体の利用人数と各部屋の面積を調べてお示ししたい。

（3）ご質問・ご意見について（意見交換）

事務局にて資料3を用いて説明。以下意見等の発言内容を記述する。

委員：令和6年度中に公民館の費用を全て使い切って清算するという方針だが、すでに公民館は来年度の事業計画を立てている。令和7年度から地域運営協議会

（案）に移行するなら、令和5年度中には、地域活動センター（仮称）の概要を固める必要があるのではないか。令和6年度を移行期間とするならば、現時点の進捗状況では、人選や施設利用等の準備が間に合わないと思う。概要を示せない状況で、公民館に費用の清算をお願いするのは無理があるのではないか。進捗状況からして、令和6年度中に地域活動センター（仮称）の概要を固め、令和7年度を公民館の事業整理期間として準備すれば無理がないと思う。

事務局：公民館に対し、概要を示せない状況で移行準備を進めてもらうことは厳しいと考えているが、現時点で適切なスケジュールを示すことは難しい。

委員長：ここで、事前に質問をいただいた委員から補足説明等をいただければと思う。

委員：公民館の代替施設として、集会所を利用する提案をしたが、集会所は地域で管理しているのか。

事務局：そのとおりである。

委員：集会所は地域で管理し、町の事業等で利用することになると、利用に際し、地域と町とで不公平感が生じる場合を考えられる。今後、町で集会所を管理するという考えはないか。

事務局：集会所は地域が資金を出して建てた施設なので、町から補助金を出して活動の支援をすることは可能だと思うが、町が管理することはできないと考えている。また、区長に依頼して集会所を利用するという仕組みであり、近くの地区同士が合同で利用したり、町が地区への説明会で利用する等、原則は、地域に関わる利用である。

委員：公民館の解体に伴い、集会場の利用価値はより一層高まると思う。区長会が地域ふれあい協議会（案）のネットワークに入れば、集会所の利用情報を一元管理することができるのではないか。例えば、何かやりたいことがあって、地域活動センター（仮称）に相談にいけば、サークルを紹介してくれる等である。また、総務課が、自治会に対し、集会所の利用料を支払う仕組みがあると利便性が高まると思う。また、高齢者のサロンを集会所で実施できたらよいと思う。

事務局：例えば、小川町の竹沢地区の集会所は、その地区的PTAでなくとも、利用料を支払えば使わせてくれるとのことである。

委員：小見野地区の大辻と中組は、おみの支援隊を中心に合同で事業を行うことが多い。特に、高齢者の居場所づくりに取り組み、広い和室がある大辻の集会所を利用して、お茶を飲みながら話ができる場を提供し、区長も参加することがある。なお、地域の方が利用するので、料金は取っていない。

委員：公民館まで歩いていけない高齢者は多くいるが、集会所なら行ける範囲にあるので、有効活用が必要となる。

委員長：意見書を提出している委員から説明をお願いできますか。

委員：公民館運営のどこに問題があるのか課題を明確にする必要がある。地域のつながりは衰退しているので、公共施設に係る経費の削減という目的だけで考えてはいけない。また、公民館長・主事の負担が大きいと思う。館長は事業運営から人材、資金の管理まで行い、さらに、文書やチラシの作成等情報発信の能力も求められる。それらに対応できる人材は滅多にいない。公民館運営が行き詰まる要因の一つと考えられる。

さらに、地域で必要とされる活動は広範囲で、防災や生活安全まで多岐にわたる。参考事例として、東松山市の地域活動センターに話を聞きに行ったことがあるが、公民館では取り組みが難しい内容も行えるようにしたい。取り組み内容は地域特性に合わせて様々であってよいと思う。行政は画一性を求めるが、地域活動センター（仮称）は異なる地域特性に配慮すべきである。また、協議

会が活動を行う主体であるならば、その名称は適さないと思う。住民に分かりやすい構成と名称にする必要がある。地域の活性化の主体は、住民自身に求められている。

委員：地域のイベントを見ると、子どもから大人まで多くの方が集まり、運営側が事業の継続に懸命に取り組んでいる。しかし、運営主体が高齢化しており、存続も危ぶまれる。地域だけで事業を存続することが難しくなるので、地域活動センター（仮称）の案に示されたような、各種団体の連携がより一層必要となると考える。また、地域の情報が届きづらいのではないだろうか。自治会の役員をやりたくないとのことで、自治会から抜ける人がいるので、より地域の情報共有が難しくなると思う。若い世代が共有しやすい媒体（LINE等）を活用することも一案である。また、施設予約に関して、電話での予約はハードルが高いので、予約フォームを活用する等の整備が必要だと思う。

事務局：予約フォームの活用について、コミュニティセンターとふれあいセンターフラットピア川島では、Webで仮予約をすることが可能になった。また、その他委員から意見書をいただいたので、代理で説明させていただく。

公民館で何をしているのか分からぬ住民が一定数いると思う。公民館でのイベントを町の広報やLINEで周知してほしい。高齢者にとって人と関わることは重要なので、公民館が集まりやすい場になることが必要である。

以上のような意見があったので、共有させていただく。

委員長：会議の場で発言が難しい、または、発言漏れがあった場合、後日紙での提出をいただきても結構である。

委員：先ほど、令和7年度から地域活動センター（仮称）を開始するスケジュールは無理があるという意見があったが、同意見である。今回の会議を除いて、残り3回しかなく、地域住民への説明会後、1回しか検討会議がない。現時点で、少しづつ概要を詰めている段階なので、丁寧に議論を重ねる必要がある。町の人口は年々減少しており、2018年には人口が2万人以上いたが、ここ5年間で約1400人程度減少しており、すでに2万人を下回っている。人口減少に伴い様々な地域課題が発生するなか、地域をより良くしたいという住民の熱い思いが地域活動センター（仮称）を充実したものにするので、地域住民の意見が制度に反映できるように、検討会議で丁寧に議論することが必要である。

委員長：会議を重ねるごとに少しづつ構想が固まっているが、より住民が納得できる形になるまで丁寧に議論する必要があると思うが、委員の皆さんはいかがでしょうか。負担にならない範囲で、2回程度会議を増やしてもよいと考える。実施時期等事務局と調整ていきたい。

（4）その他

事務局より、次回会議の日程調整を行った。最後に委員より以下の意見があった。

委員：令和6年度の公民館の事業計画はどのようになるのか。年度内に予算を使い切る方針は変わらないのか。

事務局：すでに公民館にお願いした経緯があるので、方針を変えることができるかは検討が必要である。

委員：公民館の事業を行うにあたり、地域から負担金を集めている。現時点で、令和5年度の繰越額は確定していないが、金額によっては、令和6年度の負担金を集めないことも検討している。そのような対応をすれば、令和6年度の予算をほぼ使い切る想定している。

委員：仮に、令和6年度に負担金を集めず、町からの補助金だけで事業を行った場合、清算できる可能性は高いが、繰越額がないので、令和7年度の公民館事業の実施が難しくなるのではないか。公民館には様々な課題があると思うが、地域の核として活動しているので、きちんと資金計画を整備して、慎重に対応すべきである。

4. 閉会

署名	伊藤 わい子
	山田 一志